

＜訪問介護・予防訪問事業重要事項説明書＞

令和 8 年 6 月 1 日

1 指定訪問介護・指定予防訪問事業を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 あいいろ
代表者氏名	代表社員 小林 健
本社所在地	鳥取県倉吉市福庭町 1 丁目 2 2 5 番地
法人設立年月日	平成 2 6 年 4 月 1 4 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアステーションはるかぜ
介護保険指定事業所番号	3170301075
事業所所在地	鳥取県倉吉市福庭町 1 丁目 2 2 5 番地 2 階
連絡先	TEL:0858-24-6970 FAX:0858-24-6971
相談担当者名	管理者 井上 歩美
事業所の通常の事業の実施地域	倉吉市・北栄町・湯梨浜町・三朝町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（要支援）状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。 指定予防訪問事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	7 時 00 分～19 時 00 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～日曜日
サービス提供時間	7 時 00 分～19 時 00 分

(5) 事業所の職員体制

管理者	井上 歩美
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
サービス提供責任者	1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い、同意を得ます。利用者への訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 6 居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 9 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 10 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 11 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 12 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤 1 名 非常勤 名

訪問介護員	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。	常勤 2 名 非常勤 2 名
	2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供責任者に報告を行います。	
	3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。	
	4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
		○利用者と一緒に手助けや声掛け及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け（安全確認の声掛け、疲労の確認を含む。）を行います。 ○入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防の

	自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助	ための声掛け、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声掛け（声掛けや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。 ○利用者と一緒に手助けや声掛け及び見守りしながら掃除、整理整頓を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声掛けを行います。
生活援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

（２）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス提供

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険（1割負担）を適用する場合）
について

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		20分以上 30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	昼間（午前8時～午後6時）	1,670円	167円	2,500円	250円	3,960円	396円	5,790円	579円
	早朝（午前6時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時）	上記のそれぞれ1.25倍の金額になります。							

1時間以上30分増すごとに利用料840円、利用者負担額84円

区分	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分以上45分未満		45分以上	
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
生活援助	昼間（午前8時～午後6時）	1,830円	183円	2,250円	225円
	早朝（午前6時～午前8時） 夜間（午後6時～午後10時）	上記のそれぞれ1.25倍の金額になります。			

	加 算	利用料	利用者負担額	算定回数等
要介護度による区分なし	特事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の （Ⅱ）10/100 に相当する単位	左記の 1 割	1 回当たり
	緊急時訪問介護加算	1,000 円	100 円	1 回当たり
	初回加算	2,000 円	200 円	初回のみ
	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30 円	3 円	1 日当たり
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	40 円	4 円	1 日当たり
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 287/1000	左記の 1 割	1 月当たり

予防訪問事業の料金について

	算定項目	利用料	算定単位
訪問型サービス費 （独自）（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度）	1,176 円	1 月につき
訪問型サービス費 （独自）（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1・2（週 2 回程度）	2,349 円	1 月につき
訪問型サービス費 （独自）（Ⅲ）	事業対象者・要支援 2（週 2 回を超える 程度）	3,727 円	1 月につき
	事業対象者・要支援 2（週 2 回を超える 程度）	123 円	1 日につき
訪問型サービス費 （独自）（Ⅳ）	事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度） ※1 月の中で全部で 4 回まで	268 円	1 日につき
訪問型サービス費 （独自）（Ⅴ）	事業対象者・要支援 1・2（週 1 回程度） ※1 月の中で全部で 5 回から 8 回まで	272 円	
訪問型サービス費 （独自）（Ⅵ）	事業対象者・要支援 2（週 1 回程度） ※1 月の中で全部で 9 回から 12 回まで	287 円	

◇保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外の者に係る洗濯、調理、買い物、布団干し等
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃等

②「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり
- ・花木の水やり
- ・犬の散歩等ペットの世話等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・植木の剪定等の園芸
- ・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

(2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO 法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

(3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となる場合があります。

4 その他の費用について

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求いたします。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12 時間前までのご連絡の場合	1 提供当たりの料金の 50% を請求いたします。
	12 時間前までにご連絡のない場合	1 提供当たりの料金の 100% を請求いたします。
	※利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料を請求いたしません。	
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者の別途負担となります。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月の 10 日までに利用者あてにお届けします。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 （ア）事業者指定口座への振込 （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い

6 サービスの提供に当たって

- （１） サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （２） 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30

日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 緊急時の対応について

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族等	氏名	
	連絡先	
主治医への連絡基準等 その他注意事項		

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、鳥取県、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 サービスに関する苦情

相談窓口

苦情相談窓口担当	0 8 5 8 - 2 4 - 6 9 7 0	担当 井上歩美
受付日	月曜日から金曜日	
受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	

その他

倉吉市	長寿社会課	0 8 5 8 - 2 2 - 7 8 5 1
北栄町	福祉課	0 8 5 8 - 3 7 - 5 8 7 5
湯梨浜町	長寿福祉課	0 8 5 8 - 3 5 - 5 3 7 8
三朝町	福祉課	0 8 5 8 - 4 3 - 3 5 2 0
鳥取県国民健康保険団体連合会（苦情相談専用）		0 8 5 7 - 2 0 - 2 1 0 0

会社概要（事業者）

社名	合同会社 あいいろ
社員数	2 3 名
設立	平成 2 6 年 4 月 1 4 日
本社所在地	鳥取県倉吉市福庭町 1 丁目 2 2 5 番地
代表者	代表社員 小林 健
事業内容	通所介護事業、介護予防通所介護相当サービス事業 訪問介護事業、予防介護訪問事業 日中一時支援事業

上記事業者より本書の説明を受け、同意しました。

重要事項説明書の説明年月日： 令和 年 月 日

利用者様	住所	
	氏名	
代理人様	住所	
	氏名	
	署名代行理由	
重要事項説明書説明者		